

第18回
草津市地域公共交通活性化再生協議会
会議録

平成30年8月31日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

第 18 回 草津市地域公共交通活性化再生協議会 会議録

■日時：

平成 30 年 8 月 31 日（金） 14 時 00 分～ 15 時 30 分

■場所：

草津市役所 8 階 大会議室

■出席委員：22 名（順不同）

塚口委員、芝委員、永井委員（杉江代理）、樽井委員、南英三委員、南総一郎委員、宮下委員、立川委員（北村代理）、隠岐委員（小泉代理）、中島委員、野村委員、濱田委員、山田委員、野口委員（辻本代理）、野田委員、前野委員、木村委員、古川委員、前田委員、道久委員、岡野委員、吉川委員

■欠席委員：6 名

■事務局：

山本部長、東理事、打田副部長、高岡課長、林参事、田村主任、眞木主事

■随行者：

3 名

■傍聴者：

0 名

1. 開会

【事務局】

～開会の挨拶～

【事務局】

～挨拶～

【事務局】

ありがとうございます。

当協議会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第 6 条第 1 項に規定される法定会議として設置いたしております。

また、本日の会議につきましては「草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱」第 7 条第 7 項の規定に基づき公開で進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。当協議会の委員数は 28 人ですが、本日の会議には、現在のところ 21 人の方に御出席いただいております。後程 1 人が出席される予定です。

また今回の協議会では、御欠席の御連絡をいただいております 4 人の委員より、議決権の行使を議長に委任する旨の委任状をいただいておりますので、当協議会の規約第 17 条第 1 項の規定に基づきまして、半数以上の方に御出席いただいておりますことから、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

2. 委員紹介

【事務局】

続きまして、この度、新たに協議会委員に御就任いただきました皆様方を御紹介させていただきます。

～新委員の紹介～

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の資料の確認でございますが、机の上に置かせていただきました資料より、一番上から次第、委員名簿、座席表、会議資料が議題ごとに1から4となっております。

なお、地域公共交通網形成計画の資料につきましては、概要版と本編、前回の協議会での御意見に基づく修正事項、パブリックコメントの実施結果をあらかじめ皆様に送付させていただいております。

もし、お持ちでないようございましたら、事務局までお申し出いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、当協議会会長をお願いしたいと思います。会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

【会長】

皆様お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。では、私の方で進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

これから、各議案の審議に入りますが、その前に、当協議会規約第22条第3項の、「議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名捺印しなければならない。」と定められております。従いまして、恐縮でございますが、事務局から順番にということで指示をいただいておりますので、2名の委員様をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは議案の審議に入ります。御審議いただく案件は、次第にございますように、議事が2件と報告が2件でございます。

まず、最初の議案でございますが、「議題1号 草津市地域公共交通網形成計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議第1号「草津市地域公共交通網形成計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について」、資料1に基づきまして私から説明させていただきます。資料1を御覧ください。

資料1につきましては、先週送付させていただきました、「パブリックコメントの実施結果について」と、前回の協議会での御意見に基づく修正事項となっております。つきましては、まず前回の協議会での御意見に基づく修正事項の説明から、お時間をいただきまして説明させていただきたいと思っております。

まず1点目です。計画本編は69ページです。こちらでは、当計画の中で目指す公共交通

ネットワークにつきまして、「地域ごとでの今後目指す交通体系等のあり方」を示しております。

この中でいただいた御意見といたしましては、『志津南学区と南笠東学区の「課題等」の欄の中で、「運行バスの双方の連携等が不十分」というような表現をしているが、表現の見直しが必要ではないか』というものでございました。

つきましては、当該箇所を「双方の連携等に改善の余地がある」と修正させていただきました。

次に 2 点目です。計画本編は 6 6 ページです。こちらでは、市内の移動環境の現状や課題、そしてその課題等から見える地域公共交通網形成に向けた具体的施策の方向性を示したページとなっております。

この中でいただいた御意見といたしましては、『現状や課題の中で、公共交通や施設のバリアフリー化という項目が挙げられていない。』というものでございました。

つきましては、現状の交通の中に、「公共交通や道路のバリアフリー化が不十分」という項目を入れさせていただきますして、課題の中には、「バリアフリー化の整備促進」の項目を追記させていただきました。

次に 3 点目です。本編は 3 5 ページです。こちらは、市内の様々な公共交通の現状を説明しております。

この中でいただいた御意見といたしましては、『「その他の移動支援サービス」における福祉有償運送につきまして、福祉有償運送の事業者様自体はたくさんいらっしゃるにも関わらず、一覧表には 3 つの事業者様しか書かれていない。』というものでございました。

こちらにつきましては、「草津市有償運送運営協議会の合意を得て国の登録を受けている事業者」という文言に修正させていただきました。

次に 4 点目です。本編は 8 8 ページ、8 9 ページです。こちらは、当計画の具体的施策のページとなっております、3 つの基本施策のうち、「自家用車に過度に頼らない意識を育み、健幸で明るい未来につなぐ公共交通」の中で、「いつでも誰もが利用しやすい公共交通環境の整備」の具体的施策を挙げている箇所となっております。

この中でいただいた御意見といたしましては、障害者や高齢者の方々の視点からも、バリアフリーやユニバーサルデザインタクシーの推進について、安心して移動できることを感じ取れる表現にしてほしい、という御意見をいただいております。

つきましては、8 8 ページの「課題」および「施策展開の考え方」にバリアフリーについての表現を追加し、また、「個別施策」についてはバリアフリーが主となるような記載順序に変更させていただきますしております。

次に 5 点目です。本編は 61 ページです。こちらでは、当計画と連携を図っている草津市版地域再生計画における生活拠点と交通拠点のイメージを掲載しているページとなっております。

この中でいただいた御意見といたしましては、連携して策定するという観点から、両計画での生活拠点と交通拠点のイメージの整合性を図るべきという御意見をいただいております。

つきましては、草津市版地域再生計画に合わせたイメージ図に修正をさせていただいたところでございます。

最後は 6 点目です。本編は 73 ページです。こちらは、先程と同様に具体的施策を記しているページでございます。3 つの基本施策のうち、「多様な交通手段を織りなし、移動を円滑につなぐ公共交通」の中の、「持続可能な公共交通網の形成」の具体的施策を挙げている箇所となっております。

この中でいただいた御意見といたしましては、実施主体について、以前は交通管理者を「○」にしておりましたが、実施主体ではないのではないかという御意見をいただいております。

つきましては、「協力」という表現に修正をさせていただきました。

以上が、前回の協議会で御意見いただいた内容でございます。これらの修正後の内容で、パブリックコメントを実施させていただいたところでございます。

それでは、次に、パブリックコメントの実施結果について説明させていただきます。2 ページを御覧ください。パブリックコメントは 7 月 15 日から 8 月 14 日までの 1 ヶ月間で実施し、その期間内に、3 名の方から御意見をいただき、意見は全部で 5 件ございました。それでは、5 件の意見について説明してまいります。

まず 1 点目の意見です。『「誰もがいつでも安心して移動できる持続可能で健幸な交通まちづくりの実現」を目指して福祉との連携を考えるなら、移動支援サービスを利用する場合の条件を変えることが必要だと思う。また、公共施設等の閉館時間を考慮した民間バスやまめバスの運行ダイヤの見直しを、自家用車の利用を減らすという意味でも、対策を講じてもらいたい。』という、福祉の移動支援と、バスの運行ダイヤの見直しに関する意見でございます。

計画本編では、37 ページに移動支援サービスについて記載しております。

この意見に対する回答といたしましては、『御意見の内容を参考にしつつ、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現に向けた具体的な取組を今後、検討していく』ものとさせていただきます。福祉分野の施策としましては、計画本編では 82 ページで「福祉

分野等と連携した移動手段の充実」と示しておりまして、この具体的な施策を展開していく中で、御意見いただいた内容についても検討していきたいと考えております。

また、バスの運行ダイヤ見直しに関する御意見につきましては、計画本編では 72 ページにおける「路線バスやコミュニティバス路線の再構築」の施策の中で取り組んでいくという回答とさせていただきます。

次に 2 点目の意見です。『電車に比べてバスの運行本数が極端に少ないため、単なる公共交通機関の確保に留まらず、運行本数を増やし、自家用車がなくても移動しやすい環境づくりが大切だ。また、市内を自由に行き来する上で、一日フリーパス（一日 500 円程度が望ましい）の検討には賛成だ。』という意見でございます。

一日フリーパスの検討については、計画本編は 89 ページに「来訪者等の公共交通利用の促進」の中で「1 日フリーパス等の企画乗車切符の販売の検討」と示しておりますので、いただいた御意見についての回答といたしましては、『御意見の内容を参考にしつつコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現に向けた具体的な取組を今後検討していく』というものにさせていただきます。

次に 3 点目の意見です。『免許保有率の目標値につきまして、高齢者の免許証保有率が増える中で 66.6% 以下となったとしても、高齢者の免許証保有者数が増えれば目標達成とはならないのではないかと。免許証の返納が進まない背景には、交通手段がない、不便という理由が統計で出ている。』という意見です。

計画本編は 93 ページに目標値を示しており、3 点目の目標値について、運転免許証保有率を現状の 66.6% を 2028 年には 66.6% 以下にするものでございます。

こちらにつきましては、高齢者の免許証保有者の絶対数が増えれば目標達成にはならないのではないかと、というような意見でございましたが、『高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを進めて、運転免許証自主返納者を増やすことによりまして、運転免許証保有率を現状の 66.6% 以下に抑えるということを目標値としている。』と目標値の位置付けについて回答させていただいております。

次に 4 点目の意見です。『草津市地域公共交通活性化再生協議会につきまして、交通事業者の中には、福祉輸送や福祉有償旅客運送、介護タクシーなど、きめ細かい隙間の交通利用者の移動を担っている事業所を入れることや、高齢化が進むことから、ケアマネ等の福祉現場からの意見も望ましいと考える。』という意見です。

こちらにつきましては、計画本編 92 ページに計画の推進体制において草津市地域公共交通活性化再生協議会の体制を示しておりますが、こちらの回答につきましては、『草津市地域公共交通活性化再生協議会の委員構成については、御意見の内容を参考にしつつ、今後、見直しを含めて検討していく』と回答いたしました。

最後に 5 点目の意見です。『地域支え合い運送支援事業は、利用者の危険度が高いこと、運転リスクが高いこと、補償が充実していないこと、健康管理、飲酒検査等が確立されていないことなどから、ボランティア活動であるが、はたして有意義といえるかという点で疑問の施策である。助成をする地域交通として、守山市のように福祉有償旅客運送等の法律（道路運送法第 79 条）に定められた事業所の充実、もしくは福祉輸送（道路運送法第 78 条）などの利用者の安全を重視した輸送の活用をすべきと考える。』というものでございます。

計画本編は 83 ページに「地域の主体的な助け合いの環境づくりの推進」の中で「地域支え合い運送の取組み支援」について記載しております。

こちらの回答につきましては、『地域支え合い運送支援事業につきましては、事業主体において運行上の安全管理や、利用者への運行内容の周知に努めていただく必要がありますものの、地域内における障害のある方や高齢者等の移動支援だけではなく、地域での支え合いやつながりも高まっていくという観点から、有意義な施策であるというように考えております。また、福祉有償運送事業につきましては、御意見の内容を参考にしつつ、今後、見直しを含めて検討していく』ものとさせていただきます。

以上がパブリックコメントでいただいた意見となっておりますが、当該パブリックコメント実施結果を踏まえての計画（案）の修正・変更等につきましては、修正なしとさせていただきます。

以上の草津市地域公共交通網形成計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果につきまして、御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問や御意見がございましたら承りたいと思います。いかがでございましょうか。

【委員】

バリアフリー化の整備促進を挙げていただいてありがとうございます。その内容に伴いまして、施策の方でバリアフリータクシーを挙げていただいているのですが、同じ公共交通機関でバスは取り上げないのでしょうか。

また、福祉有償運送の箇所、草津市の有償運送運営協議会の合意を得ている件を追加していただいているんですが、運営協議会で合意されている 3 事業所以外に 43 条や 4 条の事業者ははるかに多いと思います。その点について、どのようにお考えかお聞かせください。

【事務局】

1 点目の、バスのバリアフリー化の部分につきましては、計画本編 88 ページに「(1)公共交通のバリアフリー化の推進の概要」の中で「低床式車両（低床バス、ユニバーサルデザインタクシー）の充実」において表現させていただいております。

2 点目については、おっしゃるとおりでございます。表現としては、前回の御意見を踏まえて修正させていただいたんですが、根本的には、色々な対象の方に、どの移動手段があるかということ、丁寧に周知できていないことが非常に問題かと事務局としては認識していますので、おっしゃっていただいた移動手段について整理したうえで広報してまいりたいと考えております。

【委員】

低床バスを見落としていました。申し訳ありませんでした。タクシーの写真だけでなく、バスの写真も載せていただければと思います。

福祉有償運送の方ですが、43 条許可の営利路線の利用者と、福祉有償運送の利用者数ではどちらの利用者数が多いと思いますか。

【事務局】

福祉有償運送の方が少ないと認識しております。

【委員】

そうですね。明らかに 43 条許可の事業所の方が多いと思います。いまの表現では、3 事業所で回しているようなイメージで捉えられかねないと思いますので、そこは見直す必要があると思います。

【事務局】

検討させていただきます。

【会長】

いまの意見について、運輸支局の方から何か御助言はございますでしょうか。

【委員】

事務局も御理解いただいているとは思いますが、いまの意見は至極まっとうで、4 条、43 条で許可を取られている事業者では輸送できない方を、78 条許可の事業者が輸送するという位置付けですので、4 条、43 条の事業者の事業について示す方がいいのではないかと思います。

【会長】

それでは事務局は少し見直しをしていただければと思います。
他に御質問、御意見ございませんでしょうか。

【委員】

計画本編 88 ページに「バス待ち環境の整備検討」とありますが、草津市では 9 年程前にバリアフリー基本構想を作成されて、それ以降見直しがされてないと思いますが、網形成計画とバリアフリー基本構想をどのように整合するのかを御説明いただけたらと思います。

【事務局】

バリアフリー基本構想にかかる事業につきましては、毎年進行管理を行ってありまして、関係機関がそれぞれ取組を進めているところですが、「バス待ち環境の整備検討」に係るバリアフリー基本構想における位置付けや現状については把握できておりません。申し訳ございません。

【委員】

すいません。もっと早い段階でこのようなことをお聞きすればよかったと反省しているんですが、せっかくバリアフリー基本構想を早い段階で作られたのに、整合性を考えていないのであればもったいないかなと思いました。

【委員】

十分なお答えができなくて申し訳ないんですが、バリアフリー基本構想を策定して進行管理もしている中で、色々な事情で進みにくいところもあるんですが、今回新しく公共交通網形成計画を策定し、10 年後の将来に向けて取組を新たに進めていく中で、バリアフリー基本構想も同時に進められるように、連携して進めていきたいと考えております。

【会長】

それでは御質問、御意見も出尽くしたようでございますので、若干修正すべき点もあろうかと思いますが、若干修正いただく前提でお諮りする、という形にさせていただきます。

まずは、35 ページですが、「草津市有償運送運営協議会の合意を得て」というところは 4 条、43 条について付記した方が誤解がないと思います。

88 ページについては、できたら低床バスの写真を入れていただけますでしょうか。

また、88 ページの「バス待ち環境の整備検討」のところですが、先に作成されましたバリアフリー基本構想とどういった関係になっているのか、もし追記が必要であれば追記いただき、特にその必要がないと判断されれば結構ですが、御意見がございましたので丁寧に対応していただければと思います。

以上の調整を踏まえて、より充実した計画にすることを前提に、お諮り申し上げたいと思います。

意見も若干ございましたが、御承認いただくということでよろしいでしょうか。

御意見がないということでございますので、若干の修正をしていただくということを前提に、この案を承認させていただくことにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

【事務局】

ただいま 3 点整理していただきました件につきまして、事務局の方で検討いたしまして、表現等については会長と相談させていただき対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【会長】

計画全体としてはこの流れで大丈夫ですが、少しだけ追記していただければということでございますのでよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして 2 点目の議事でございます。まめバスダイヤの変更に係る地域内フィーダー系統確保維持計画認定変更申請につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議第 2 号「まめバスダイヤの変更に係る地域内フィーダー系統確保維持計画認定変更申請について」、資料 2 で説明させていただきます。

資料につきましては、地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書、地域内フィーダー系統確保維持計画、そして表 1 となっております。

当該計画を国土交通省へ提出する目的といたしましては、まめバスの運行経費の一部を国土交通省に承認してもらい、補助をいただくためのものですが、この申請は地域公共交通活性化再生協議会の名前で申請しておりますことから、毎年、承認をいただいております、前回の協議会の中で承認をいただいたところでございます。

今回は「変更届出書」ということで、なぜ変更するのか、その経過を先に説明させていただきたいと思っておりますが、後の報告案件の中で「報告 1 まめバスの運行について」という案件を挙げさせていただいております、こちらに関連する内容でございますので、恐れ入りますが、先に資料 3 「報告 1 まめバスの運行について」を御覧いただけますでしょうか。

資料 3 の中では、5 ページの「草津駅医大線の増便」を御覧いただきたいと思います。

まめバス「草津駅医大線」は、JR 草津駅や JR 南草津駅から滋賀医科大学付属病院や県立障害者福祉センターなどの福祉ゾーンをつなぐ路線となっておりまして、高齢者や障害者の方々など、多くの方が利用いただいています。また、大学病院前を発車するバスのダイヤが、現状は 12 時から 15 時まで空白時間帯となっています。

つきましては、この空白時間帯を埋めるために、昼間の時間帯について増便したく考えておりまして、前々回の第 16 回の協議会の中で、増便の本数やタイミングについては決定しておりませんでしたが、「増便することについて」承認いただいたところでありました。従いまして、今回は、具体的な増便の内容が決まりましたので報告させていただくものでございます。

増便の内容といたしましては、現行の片道 9 便のダイヤを、昼の時間帯に 1 便増便しまして、片道 10 便で運行するものでありまして、このことにより、病院での診療時間が長引いた場合などにおいて、帰りのバスがないという状況を解消し、利用者の利便性が向上できるものでございます。

増便のスケジュールといたしましては、平成 30 年 11 月 1 日から運行開始予定としており、詳細なダイヤは 7 ページ、8 ページに記載させていただいております。大学病院の方から発車するバスは、これまで 12 時の次が 15 時となっていたところが、12 時 50 分に新しく増便をすることになってございます。

以上が「草津駅医大線」の増便に関する報告です。そして今回当該路線を増便することに伴いまして、フィーダー変更申請が必要になるものでございます。

フィーダー系統確保維持計画は、前回の協議会で承認いただきました時点では、増便のタイミングが決定していない状況でございましたので、現行ダイヤの 9 便での運行計画を提出しておりました。

しかしながら今回、増便ダイヤで運行するタイミングが 11 月と決定いたしましたので、今回変更申請を提出するものでございます。

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書の変更日を「平成 30 年 11 月 1 日」として、変更理由として、「平成 30 年 11 月 1 日より 9 便から 10 便へ増便することとなったため」と記しております。

次のページがフィーダー系統確保維持計画になっており、大部分は前回と同様になっておりますが、前回の協議会で若干説明が不足しておりましたので、補足しつつ改めて説明させていただきたいと思います。

当該計画はまめバス事業に関する計画となっておりますが、その目的は『草津市の課題であるバス交通空白地・不便地の解消、高齢者の方や障害者の方など移動制約者に対する生活交通の確保、中心市街地の活性化等を目的として、まめバスを運行する』ものでございます。

事業の目標は、『地域に愛され地域に根付いたバスとなるため、市民にとって分かりやすく、地域の一体感、連帯感を強めるため、目標指数を「利用者数」として設定し、本格運行初年度の年間利用者数を基準とし、利便性の向上等に取り組むことにより年々利用者数の増加を目指す』というものであります。

4 ページは主に運行補助の内容、5 ページは主に車両購入補助についての内容となっております。今回変更することに伴って内容を追記させていただきましたのが 6 ページでして、協議会の開催情報等を記している箇所になっており、本日の協議会において「地域内フィーダー系統確保維持計画変更について協議」を行ったと内容を追記した点が前回からの変更点となります。

7 ページから 9 ページでは、今回、草津駅医大線が 10 便に増便することに伴い、年間の計画運行回数が増えたと記しています。

資料 2 の説明は以上でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

【会長】

ただいま事務局から「まめバスダイヤの変更に係る地域内フィーダー系統確保維持計画認定変更申請について」説明がございましたが、今回まめバスの草津駅医大線が 1 便増便されるということでございますので、実際当該路線を運行していただきます帝産湖南交通さんから、何か意見はございますでしょうか。

【委員】

意見というよりも、大変高い席からですがお詫びでございます。ただいま事務局から大変気を遣って説明していただきましたが、皆さん御案内のように 2 月 8 日の会議で増便をお認めいただき、私どもは本来であれば迅速に増便計画を皆様に御説明させていただくところでしたが、たいへん社内の協議が難航いたしまして、今になりました。当初は 5 月 1 日から増便予定と当協議会では申し受けておりましたが、6 か月遅れてしまいましたことをこの場をお借りして、本当に心からお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

お詫びをしておきながらではございますが、私どもバス事業者は、「責任ある運行」が第一の使命で、その次には「安全安心」でございますが、責任ある運行を行うための一番の条

件は、事業者としては「コスト」です。これがすべての原因でございます。また、何としても御理解いただきたいのは、「人材不足」です。これはコストに直接影響します。現状の運転手の給与ではなかなか人が集まらない。コストを考えると現状のお給料でいかざるを得ないというのが1つです。

2つ目には労働時間の問題です。いま、政府の働き方改革の取組の中で、私たちは厚労省の方からバスの運転手に係る労働時間の改善基準という拘束時間が問題視されています。運転手は車を運転しているだけではなく、次のダイヤへの休憩時間が必ず必要となるので、つまり休憩時間も拘束時間です。これによって、コストが大きく変わってまいります。

それから私どもが使う車両の機材は乗用車とは異なる特殊な機材で、一定期間が過ぎますと部品が製造中止になります。したがって、バスを丁寧に乗っていても、一定の時間が経過すると部品がなくなります。

このような3つの課題がございまして、バス事業者はこれからも非常に厳しい環境の中で皆さんの期待に応えていかなければならないということを決心しておりますので、どうか御理解賜れば幸いでございます。よろしくお願いたします。

【会長】

ありがとうございました。他に御意見等ございましたら受け承りたいと思っておりますがいかがでございましょうか。

【事務局】

議第2号について、草津駅医大線のダイヤが9便から10便に増便するのは間違いありませんが、増便する1便は土曜日は運休させていただくことになってございます。つきましては運行回数が変わる可能性がありますので、再度こちらの確認をさせていただいて、最終的に改めて会長の方に御報告申し上げまして、それをもって提出させていただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。申し訳ございません。

【会長】

それでは、本日は議決しないわけですが、再度修正いただいた上で、再度皆様にお集まりいただくというのは難しいので、書面審議とするか、それとも最終的には私に報告していただくということでよろしいとおっしゃるのであれば、そうさせていただきますが、副会長様いかがお考えでしょうか。

【副会長】

私といたしましても、皆様方にまたこの場にお集まりいただくことは難しく、また、書面審議も事務局に負担もあろうかと思っておりますので、会長一任ということでよろしいのではないのでしょうか。

【会長】

いまの御発言は副会長として、御発言していただいたと理解してよろしいでしょうか。

【副会長】

両方です。

【会長】

それでは、数値というのは重要でございますが、運行を拡大するにあたっての変更でございますので、運行回数・日数等々につきましては、少し修正をいただき、その修正が適正かどうかは、私が確認させていただくということで、条件を付けまして皆様方に御承認いただけるかどうかをお諮りしたいと思います。後は、私が責任もって本文の確認をさせていただきます。そういうことで御承認いただけますでしょうか。

それでは、私が確認した段階で、速やかに支局に提出いただくという形にしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に報告事項について、事務局から御説明をよろしくお願ひします。

【事務局】

それでは報告事項「まめバスの運行について」ということで、「大宝循環線」の守山市延伸、「草津駅医大線」の増便、並びに「山田線（草津駅北山田循環）」内のバス停留所名称の変更について説明させていただきます。

それでは、資料 3 の 2 ページを御覧いただきたいと思ひます。「大宝循環線」の守山市延伸につきましては、前回の協議会で既に延伸することについて御承認をいただいているところでございますが、「草津駅医大線」と同様に、詳細が決定いたしましたので御報告申し上げます。

ルートの変更点といたしましては、現在、草津・栗東くるっとバスとして、草津駅から栗東駅まで運行している「大宝循環線」を守山駅まで延伸し、草津・栗東・守山くるっとバスとして運行するというものでございます。

運行本数は現状と変わらず 5 便であります。

スケジュールとしましては、10月1日から運行開始予定でありまして、草津駅医大線よりも 1 ヶ月早い運行になります。

2 ページには最終的な路線と停留所を記載しておりまして、3 ページには新しいダイヤを記載しております。また、4 ページは大宝循環線を延伸するに際して導入を予定している、

新しい車両のイメージになっております。以上が、報告の 1 点目になります。

続きまして「草津駅医大線」の増便ですが、こちらについては先程説明させていただきましたので説明は割愛させていただきます。

最後は「山田線（草津駅北山田循環）」内の「パナソニックリゾート前」バス停留所の名称の変更についてでございます。

現在運行しておりますまめバス「山田線（草津駅北山田循環）」内の停留所において、「パナソニックリゾート前」という名称の停留所がございます。この名称となっている施設の「パナソニックリゾートびわ湖」につきましては、今年の 3 月末をもって既に閉鎖されておりますが、この施設は現状有姿のまま別施設が入る見込みということで、年度当初からお話がございましたので、停留所名については新しい施設が決定するまで一旦保留とさせていただきます。

そして、この度、10 月下旬より、当該施設は宿泊施設「ポイントバケーション近江びわ湖」として（株）ロバケーションズが活用されることとなったと報告がございましたので、これに併せて、11 月 1 日より停留所の名称を「ポイントバケーション前」と変更してまいりたいと考えております。

以上が報告 1 になります。

続きまして資料の 4、報告 2 「まめバスの目標利用者数について」でございます。

まめバスの運行につきましては、先程のフィーダー補助申請の際にも一部説明させていただいたところですが、まめバスの運行目的は公共交通のネットワークの確立やバス交通空白地・不便地の解消などで、地域やバス事業者との連携・協働のもと、地域のマイバス意識の高いコミュニティバスを目指して運行しているものでございます。

その中で、まめバスには目標とする指標を定めており、まめバスの本格運行を開始した平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月の 1 年間の年間利用者数を目標利用者数としております。

運行継続の判断につきましては、3 年間で 1 クールとして、3 年のうち 1 回でも目標利用者数を上回れば次のクールで運行を継続するというもので、次のクールにおける目標利用者数の設定については、3 年間の利用動向を踏まえて設定するものであります。

ただいま説明したフローチャートが 3 ページになりまして、縦軸が利用者数、横軸が時間軸です。

このような運行継続の判断基準を踏まえまして、実際の利用者数については 4 ページを

御覧いただきたいと思います。基準となる平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月の利用者数をベースに、第 1 クールの目標利用者数を設定しております。

また、平成 26 年 10 月から平成 29 年 9 月までの 3 年間に於ける各年の年間利用者数を記載しておりますが、1 年目で全ての路線が目標利用者数を超過しておりますので、次のクールに於ける運行継続がこの時点で決定した形になります。

路線の改編などもあり、次のクールの目標値の設定ができていない状況でございましたことから、第 2 クールに於ける目標利用者数を決めていきますが、「運行継続の判断は、3 年間の利用動向を踏まえ設定する」ということにしておりましたので、平成 26 年 10 月から平成 29 年 9 月までの 3 年間で、継続的に増加しているのであれば最大値を目標利用者数として設定することも一つかと思いますが、今回は利用者数の増減に多少バラつきがございますことから、3 年間の平均値を目標利用者数として次のクールの運行継続の判断をしてみたいと考えているところでございます。

以上が「まめバスの目標利用者数について」という報告案件の 2 点目になります。

【会長】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

次のクールで平均値を下回ったらやめるということですか。もし下回った場合は、平均値を上回るための方策として、市ではどのようなことを考えておられますか。

【事務局】

資料の 3 ページに、第 1 クールの 3 年間の考え方を示しておりますが、簡単に申し上げますと、3 年間のうちで設定した目標を 1 回でもクリアしたら継続して運行という形で考えております。先ほど説明がございましたように、目標設定の仕方として、平均をとるのか、最高値・最低値をとるのかなど、いろいろ考え方があるかと思いますが、平均値を選択しています。まめバスの運行は、前提としてバス交通の空白地・不便地をカバーするコミュニティバスとして運行しておりますので、考え方の面からすると一番低い数値を設定するという考え方もあるんですが。

【会長】

いまの御質問はそうではなく、もし、当初の値を下回った場合において、何か市として考

えられる施策はお持ちなのか、という御質問だったと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

資料の 3 ページにございますように、下回った場合には改善策や代替策を検討した中で、運行を継続させていこうという考え方ですが、その考え方で引き続き取り組んでいくことになります。

【委員】

代替策ではなく、いかに皆さんに使ってもらえるようにするかという方策は何かお持ちですか。

【事務局】

周知に努めていくことが一番かと思っております。特に具体的なものはないんですが、運行する中で、利用者の方からいろんな御意見をいただいておりますので、改善に活かしていきたいと思っております。

【会長】

ありがとうございました。ぜひ下回らないように努力していただきたいですが、もしも下回った場合はどうするかという部分については、今後の中長期的なまめバスの運営方針につながりますので、少し検討してもらいたいと思っております。

【事務局】

事務局といたしましても、毎年全ての路線に乗車しているわけではありませんが、まめバスの利用状況を職員が実際に乗車して、確認しています。車両に乗っていると、どういった方がどのバス停に多く乗られているのかなどがわかってきておりますので、利用者が下回る傾向にあれば、そういったポイントとなる停留所やその近くの事業者様や学校などに赴いて利用促進を図ったり、相談させていただくなど、そのような取組をさせていただこうと思っております。以前にも、路線の休止にあたりましてはこういったことを実施しておりますので、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

【会長】

ありがとうございました。ほかに、御質問、御意見はございますでしょうか。

【委員】

第 1 クールの目標値から第 2 クールの目標値にかけて、実績が上がっているため目標値が増えていると思うんですけど、今後、第 3 クールも増えるんでしょうか。もし増える場合

は、どこまで上げていくんでしょうか。

【事務局】

そもそものこの事業の目的というのは、バス交通の空白地、不便地を埋めるところにありますので、利用者は一定数増やし、事業として維持継続していくということは必要になるかとは思いますが、今後も継続的に増えていくかということ、なかなかそうも考えにくいところがありますので、次の第3クールの段階の前には第1クール、第2クールの考え方とは違う考え方を視野に入れて検討していかなければいけないかと思っております。

「継続的に増えていかないと廃止します。」ということになりますと、そもそものバス交通の空白地、不便地を埋めるという考え方と反するということになりかねないと思いますので、慎重に検討していきたいと思っております。

【会長】

ありがとうございます。ほかに御発言ございますでしょうか。

それでは、御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、この件につきましては報告事項でございますので、今後とも事務局におかれましては、適切に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第には「その他」がございますが、何かございますでしょうか。

【事務局】

特にございません。

【会長】

それでは、これを持ちまして本日の会議は終了とさせていただきます。

委員の皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

事務局に進行をお返しいたします。よろしくお願いいたします。

【事務局】

会長、議事進行をありがとうございました。また委員の皆様には、活発な御意見を頂戴しまして本当にありがとうございます。頂戴しました御意見を踏まえまして、今後の計画の推進、事業の展開に活かしていきたいと思っております。

それではこれもちまして、第18回草津市地域公共交通活性化再生協議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。